

## 第17回洋野町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和元年11月22日(金) 午後1時30分～午後1時57分
- 2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室
- 3 出席委員 (10人)

1番 間澤智子	3番 源田武志	5番 長根山裕也
6番 坂本幸治	7番 舘野栄子	8番 川崎和志
9番 大粒来清美男	13番 馬場健一	14番 塩倉健一
15番 高城健一		
- 4 欠席委員 (5人)

2番 太内田栄二	4番 林郷ケイ子	10番 軒保
11番 北村卓也	12番 下田博美	
- 5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (10人)

上小路鉄也	安藤健吉	明戸巖	坂澤勉
山道慶蔵	柏木淑子	林郷永吉	下権谷由雄
下谷地信子	塩倉康美		
- 6 日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥澤光英
係長	猪石秀美
主任	佐々木えり子
主事	中里利則

## 8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第17回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め10人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。

.....

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。  
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番 長根山委員、6番 坂本委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認め、両人を指名します。

.....

### ◎会期の決定

- 議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとするに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

.....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番を一括上程いたします。詳細については事務局から説明いたさせます。  
○事務局（事務局長） 議長。  
○議長（会長） 局長。  
○事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番及び番号2番について、ご説明いたします。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇 地目 田 3,417㎡、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑 4,504㎡、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑 2,402㎡、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇 地目 田 1,127㎡で、合計4筆 11,450㎡であります。  
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 8,673㎡、畑 7,424㎡ 計 16,097㎡であり、農業従事者は1人です。  
この許可申請は、令和元年10月28日第16回総会において、議案第3号で農地の公売入札に参加するため提出された、買受適格証明願について決定いただいたものでありますので、現地調査報告及び詳細については省略させていただきます。なお、資料は総会提出資料1ページから7ページになりますので後刻ご覧願います。

議案書 2 ページ番号 2 番の申請であります。許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番 地目 田 4,818 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番 地目 畑 910 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇〇 地目 田 3,657 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇〇 地目 現況 畑 3,834 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 畑 7,108 m<sup>2</sup> 合計 5 筆 20,327 m<sup>2</sup>であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 8,475 m<sup>2</sup>、畑 11,852 m<sup>2</sup> 計 20,327 m<sup>2</sup>で、農業従事者は 4 人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏、経営面積は同一世帯につき省略させていただき、申請事由は親から子へ贈与し農地として使用するものであります。

お手元の総会提出資料、8 ページから 13 ページをご覧ください。8 ページは申請地 5 筆の案内図及び現況写真であり、写真①は北東側から、②は東側、③及び④は南西側から撮影したものであります。9 ページから 11 ページは公図で、12 ページ 13 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 11 月 14 日に 〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明いたします。よろしくお願します。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号 2 番について、〇〇〇推進委員願います。

〇〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に 11 月 14 日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号 2 番の申請は、親から子へ贈与により所有権移転しようとするものです。現地は、全て耕作されており、適切に管理されておりました。今後も継続して耕作していくということでしたので、許可しても問題ないと思えます。

以上、報告いたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番から 2 番までの説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

ご質問意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第 1 号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番から 2 番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第 1 号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局より説明を求めます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書 3ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 について、番号1番をご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたりかかる意見をお願いするものであります。

許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目、畑、346㎡を、借人 住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇館〇〇室、〇〇 〇〇氏が、貸人 住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇氏から使用貸借により、一般個人住宅用地として住宅建築のため転用しようとするものであります。

総会提出資料 14ページから 21ページをご覧ください。

14ページは転用事業計画書、15ページは案内図及び現況写真であり、写真は申請地の北側から撮影したものであります。16ページは公図、17ページは隣接する土地の状況図であり、農地の種類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第2種農地に分類されることを確認しております。

当該地は、〇〇小学校から〇〇に約900mに位置し、〇側を山林、〇側を公衆用道路、〇側〇側を宅地に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響はなく、実家の両親の面倒を見ながらの自己住宅の建築計画において、宅地に適した土地を検討した結果、申請地の他に適地はなく代替性はないものと考えられます。なお、当該土地への現地調査は、令和元年11月14日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っております。

18ページは建物にかかる配置図、19ページは立面図であります。

20ページ 21ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしく願います。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、〇〇推進委員願います。

〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に11月14日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地は、実家の面倒をみる息子の住宅建築のための使用貸借です。

近くには現地以上に条件の良い場所がなかったので、この場所に建築するものです。

現地は、実家に隣接した農地で、不作付け地でありましたが農地として適正に管理されてきました。

今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。議案第2号に係る現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決をしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(会長) 次に、日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号6番を一括上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局(事務局長) 議長。

○議長(会長) 局長

○事務局(事務局長) 議案書4ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうへ速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号6番までの21筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった6件のうち、権利を取得した事由は、全てが相続であり、あっせん希望の有無については、6件とも無で提出されております。

関係資料は総会提出資料22ページから28ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(会長) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

○議長(会長)

これで、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第17回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和元年 11 月 22 日 開 議

第 17 回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

5 番（長根山委員）

6 番（坂本委員）